

収蔵文書紹介24

旧滝沢村名主文書

本文書は旗本福原氏所領内の滝沢

村名主佐藤市郎兵衛家に所蔵されていましたので、文書の総数は三三九点、そのうち江戸時代のものが三三二点、明治初期のものが七点です。年代は正徳元年（一七一）から明治一二年（一八七九）までのもので、中でも文政年代のものが最も多く六

二点あります。点数の上からは、それ程多いものではありませんが、当時の滝沢村の様子を多面的に知り得る種々の内容の文書です。

滝沢村は篠川北岸に沿つて東西に広がる村であり、対岸には佐久山宿、西には平沢村、北には代官支配所の中居八木沢村が隣接していました。

村の中央部には、奥州街道が大田原宿から佐久山宿へと南北に通じていました。元緑郷帳や江戸中期と推定される収蔵文書によれば、村高は一〇五石となっています。収蔵文書は家数なども記して、家数一〇軒、人口男一九人、女一五人合わせて三人となっています。（図1）

村高は年貢や助郷役などが課される場合の基になるので、村の負担を

左右する大切なものでした。本文書全体を概観しますと、助郷に関するものが最も多く五〇点余、その他次に借用証文類が三〇点余、その他宗門送り状、他領への越石や村内の出入に関する文書などがあります。



図1 滝沢村の石高・家数・人口を示す「覚」(No.135)

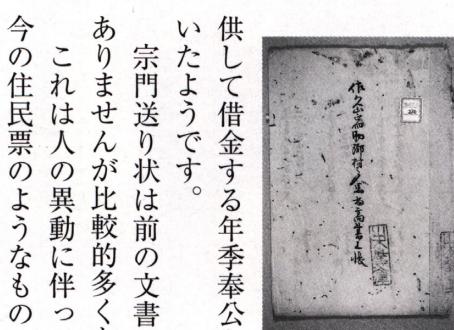


図2 天保2年の「佐久山宿助郷人馬出高書上帳」(No.220)

助郷関係の文書は村や宿との間の人馬割当や差出し金などをめぐつての争論的なものが大部分です。滝沢村は佐久山宿の定助郷の村だったため、幕府や各藩の公的な通行や朱印の荷物の輸送の場合には、昼夜に限らず佐久山宿への人馬勤めをさせられたのです。

宗門送り状は前の文書ほど多くはありませんが比較的多くあります。これは人の異動に伴つて出される場合の基になるので、村の負担を

人馬の課役が農繁期に集中する場合もあるので村にとつては深刻な問題であるとともに、村を困窮させる原因にもなりました。

このために村では休役や救い金を奉行所などに願つたりしています。二番目に多い借用証文類は「借用申金子證文之事」などの表題の証文が多く、当時の農民の窮状をあらわしています。金子の借用の理由は年貢金に「差詰り」が多く、借用に当つては田畠や屋敷が質物として当然られ、返済できない場合は相手に渡すとされています。また、労働を提供して借金する年季奉公も行われていたようです。

以上本文書について略述しましたが、旗本所領の村況を知る上で貴重な史料であると言えます。

(阿久津 友男)

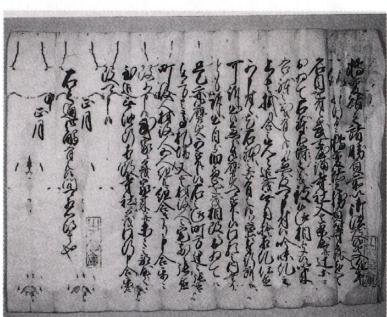


図3 博奕を取締る「触書」(No.166)

今までにあげた文書の他に、役所への願い出文書もあります。「乍恐以書付奉願上候事」などの表題の文書です。また、役所から村や町へ出された触書もあります。触書は写して人々の目の付き易い場所に掲示することとされています。

江戸時代の終り頃は社会全体が混乱してきたため、博奕や勝負ごとや浪人の乱暴などが頻繁にあり、幕府の取締りの一つとして触書を出しています。（図3）

以上本文書について略述しましたが、旗本所領の村況を知る上で貴重な史料であると言えます。

や養子縁組などの場合、必ず異動する村や町の役人に当てて送られる書状です。これは禁制のキリスト教徒でないことを明らかにするもので仏教の何宗でどこの寺の檀徒であったかを証明する書状です。

二六か村が文政九年（一八二六）から天保元年（一八三〇）までの五六年に出した人馬数の一年平均は人足六、一五三人、馬一六、九四七疋で、一か村平均にすると、人足二三六人余、馬六五一疋余となります。この人馬の課役が農繁期に集中する場合もあるので村にとつては深刻な問題であるとともに、村を困窮させる原因にもなりました。

このために村では休役や救い金を奉行所などに願つたりしています。二番目に多い借用証文類は「借用申金子證文之事」などの表題の証文が多く、当時の農民の窮状をあらわしています。金子の借用の理由は年貢金に「差詰り」が多く、借用に当つては田畠や屋敷が質物として当然られ、返済できない場合は相手に渡すとされています。また、労働を提供して借金する年季奉公も行われていたようです。

以上本文書について略述しましたが、旗本所領の村況を知る上で貴重な史料であると言えます。